

## 豊川市公共施設適正配置計画策定委員会設置要綱

## (趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市におけるファシリティマネジメントの今後の指針となる計画（以下「豊川市公共施設適正配置計画」という。）を策定するにあたり、策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、豊川市公共施設適正配置計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 第1項に規定するほか、市長が必要と認める者をオブザーバーとして委嘱することができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から平成27年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置く。なお、豊川市ファシリティマネジメント推進会議（平成25年5月7日施行）を充てる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、総務部次長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会や作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、総務部管財契約課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

(第3条関係)

豊川市公共施設適正配置計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所 属	区分
委 員	学識経験者		学識
	学識経験者		学識
	学識経験者		学識
	民間委員	豊川商工会議所	各種団体
	民間委員	豊川市教育委員会	各種団体
	民間委員	ひまわり農業協同組合	各種団体
	民間委員	豊川市社会教育審議会	各種団体
	民間委員	豊川市連区長会	各種団体
	民間委員	豊川市老人クラブ連合会	各種団体
	民間委員	豊川市文化のまちづくり委員会	各種団体

(第7条関係)

豊川市ファシリティマネジメント推進会議会員名簿（課長級）

	氏名	所属	区分
部会長	-	総務部 次長	行政
1	-	総務部 管財契約課	行政
2	-	企画部 企画政策課	行政
3	-	健康福祉部 福祉課	行政
4	-	健康福祉部 こども課	行政
5	-	健康福祉部 介護高齢課	行政
6	-	健康福祉部 保健センター	行政
7	-	市民部 市民協働国際課	行政
8	-	市民部 人権交通防犯課	行政
9	-	市民部 文化振興課	行政
10	-	産業部 商工観光課	行政
11	-	建設部 公園緑地課	行政
12	-	建設部 建築課	行政
13	-	一宮総合支所 地域振興課	行政
14	-	音羽支所	行政
15	-	御津支所	行政
16	-	小坂井支所	行政
17	-	消防本部 総務課	行政
18	-	教育委員会 庶務課	行政
19	-	教育委員会 生涯学習課	行政
20	-	教育委員会 スポーツ課	行政

1	-	総務部管財契約課 課長補佐	事務局
2	-	総務部管財契約課 係長	事務局
3	-	総務部管財契約課 専門員	事務局